一宮市教育委員会

一宮市高等学校等就学助成制度のお知らせ

一宮市では、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、助成金を交付しています。 助成を受けようとする方は毎年申請が必要です。

<u>なお、以下の所得基準及び助成額は令和5年度の例であり、助成要件が変更になることがありますので</u>ご了承ください。

1. 助成対象となる方

次の(1)、(2)、(3)に該当していることが必要です。

- (1)生徒が10月1日現在、次の高等学校等に在学していること。
 - ◇「高等学校等」とは、次に掲げるものをいいます。
 - ①高等学校(専攻科及び別科、並びに通信制の特科を除きます。)
 - ②中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除きます。)
 - ③特別支援学校の高等部(専攻科を除きます。)
 - ④高等専門学校(第1学年から第3学年までに限ります。)
 - ⑤専修学校(修業年限が3年の高等課程に限ります。)
 - ⑥愛知朝鮮中高級学校(高級部に限ります。)
- (2)保護者の住所が10月1日現在一宮市内にあり、市県民税所得割額が下記の助成要件のいずれ かに該当すること。
- (3)高等学校等に入学した年度から、3年度(定時制及び通信制は4年度)以内であること。

2. 助成要件及び助成額(令和5年度の例)

所得基準	助 成 額(年 額)	
	私立高等学校等	公立高等学校等
生活保護を受けている方 又は令和5年度市県民税所得割額の合算額が非課税の方	10, 000円	10, 000円
令和5年度市県民税所得割額の合算額が272,500円未満の 方	10, 000円	

- (注)父及び母ともに所得がある場合は、2人分の市県民税所得割額の合計金額となります。
 - * 市県民税所得割額は令和5年度の特別徴収税額通知書、市県民税納税通知書、所得課税証明書(有料)で確認できます。
 - * 公立高等学校等とは、国(国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含みます)、地方公共団体の設置する高等学校等をいいます。私立高等学校等とは、公立高等学校等以外の高等学校等をいいます。
 - *助成額は生徒1人当たりの金額です。
- 3. 申請手続きの詳細は、10月に広報一宮及び一宮市公式ウェブサイト(トップページ ⇒ 子育で・教育 ⇒ 高等学校等就学助成 ⇒ 高等学校等就学助成制度)でお知らせする予定です。
- 4. 問い合わせ先 一宮市教育委員会 教育部総務課 電話 0586(85)7070